

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊捜一第107号

令和2年3月13日

解剖死体の搬送業務の委託について(通達)

【概要】

本通達は、解剖死体の搬送業務の委託について、必要な事項を定めたもの。

本通達の主な項目は、

- 死体搬送業務の取扱い責任者
- 死体搬送業務の委託
- 搬送車両
- 搬送区分
- 委託の報告
- 事務手続き

等である。